## 四万十町教育委員会会議録(令和3年4月定例会)

1. 日 時 令和3年4月13日(火)午前9:00~午前11:30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 石﨑豊史 佐々倉愛

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 岡 英佑 副課長 東 孝典

係長 川下房代 教育対策監 中川千穂

教育研究所 所長 野村泰子

4. 傍聴者

0名

- 5. 日 程
- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3)会議録署名委員の指名 (横山委員)
- (4) 議題
  - ① 承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会委員等の委嘱)
  - ② 承認第2号 専決処分の承認について(四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員の委嘱)
  - ③ 承認第3号 専決処分の承認について(四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱)
  - ④ 承認第4号 専決処分の承認について (区域外就学の承諾)
  - ⑤ 承認第5号 専決処分の承認について(四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正)
  - ⑥ 議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則 の改正について
- (5) 協議事項

なし

- (6) 報告事項
  - ① 四万十町保育所苦情受付相談員について
  - ② 四万十町子ども・子育て会議委員について
  - ③ 4月入学式・始業式の欠席者状況について
  - ④ 四万十町少年補導センター運営協議会委員について
- (7) その他
  - ①文化的施設整備について
  - ②コロナ対策について

## 6. 議事

教育長 : それでは、ただ今より令和3年4月教育委員会定例会を開催します。

早速、議題に入りますが、本日は傍聴人はおりませんので、議題を順番のとおり進めさせていただきます。

承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会委員等の委嘱)、を議題といたします。この件について、事務局より説明、提案をお願いいたします。

(事務局より、承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会委員等の委嘱)、説明する。)

教育長 : 承認第1号について事務局より説明、提案をさせていただきました。この件について何か質疑等あればお願いいたします。特段ないですか。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について(学校運営協議会委員等の委嘱)、 は提案のとおり承認をしていただけますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続いて、承認第2号 専決処分の承認について(四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員の委嘱)、を議題といたします。この件について、事務局より説明、提案をお願いいたします。

(事務局より、承認第2号 専決処分の承認について(四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員の委嘱)、説明する。)

教育長 : 承認第2号の専決処分についてですが、先ほど説明ありました、文化的景観整備管理委員会常任委員さんの委嘱です。本来なら3月に提案すべきところですが、調整に時間を要して今回となりました。この件について何か質疑等あればお願いいたします。

横山委員: 今回、新規の西山さんというのは、設置要綱の第5条の(1)に当てはまる方だと 思います。そういった関係で委員にふさわしい方なのではないかというふうに思いま す。

教育長 : 先ほど説明があったように、西山さんは、土木系で、溝口委員が建築系が主体です ので、バランスも取れているのというところもあります。

他、質疑等ないですか。よろしいですか。

それでは、承認第2号 専決処分の承認について(四万十町文化的景観整備管理委員会常任委員の委嘱)、を原案のとおり、承認をしていただけますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続きまして、承認第3号 専決処分の承認について(四万十町立小中学校の学校薬 剤師の委嘱)、を議題といたします。事務局より説明、提案をお願いいたします。

(事務局より、承認第3号 専決処分の承認について(四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱)、説明する。)

教育長 : 承認第3号について、専決処分の承認について、ご説明をさせていただきました。

この件について、薬剤師の変更というところですが、何かございませんでしょうか。、 ただの変更ということですか。

浜田教育次長: 向こうからの申出があったということでの変更です。

教育長 : 薬剤師からの意向、連絡もあったということで、仁井田小学校、影野小学校の薬剤

師の変更というところです。質疑等はよろしいですか。

それでは、承認第3号 専決処分の承認について(四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱)、原案のとおり承認をしていただけますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続きまして、承認第4号 専決処分の承認について(区域外就学の承諾)、を議題と

いたします。この件について、事務局より説明と提案をお願いいたします。

(事務局より、承認第4号 専決処分の承認について(区域外就学の 承諾)、説明する。)

教育長: この件について、。質疑等はよろしいですか。 ここで小休止とします。

(小休止)

教育長 : 正常に戻したいと思います。

承認第4号 専決処分の承認について (区域外就学の承諾)、原案のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続きまして、承認第5号 専決処分の承認について(四万十町通学生ヘルメット購

入補助金交付要綱の改正)、を議題といたします。事務局より説明、提案をお願いいた

します。

(事務局より、承認第5号 専決処分の承認について(四万十町通学 生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正)、説明する。)

教育長 : 承認第5号について、次長より説明をさせていただきました。補助金の交付要綱の 新旧対照表は27ページから載っております。申請者、そして、事務の簡素化を図る ために、25ページにありますように申請書兼請求書の1回で申請、請求が終わるよ うな形で簡素化を図るべく、要綱の改正です。今までは、交付決定を出して、決定後 に請求書をいただいていましたが、1回で済むような改正です。4月1日に既に通知 も出していることから専決処分でお願いをしたいという案件でございます。この件に

ついて何かございませんでしょうか。

横山委員: 専決の件ではないのですが。新旧対照表の27ページですかね。自分も把握してないところもあるのですが、改正後のところで、3条の(1)で、通学用ヘルメットを初めて購入した新入生ということは、小学校で買いたいということは1年生、1年生から自転車で通学する方もおられるかも分かりませんが、新入生となったら、学年途中からヘルメットを購入して通学したいという方や転校生がおられた場合はどうなるのか

下に、教育長が特に必要と認めたものというのはあるのでクリアはできると思うの

ですが、小学校の新入生では、こういう補助をもらいたいという人は実際どうなのかなと思いました。中学校であれば新入生がほとんどが購入をしていると思うのですが、そこらあたりはどうでしょうか。

浜田教育次長: 横山委員の言われたとおりだと思います。新入生に一定、第1号で限定をさせていただいた後で、第2号によって今まで、新しく初めて購入される方については、補助の対象としてきた経過があります。そのために今回、特に教育長が必要と認めたものというところで、新入生以外にも新たに購入をする児童生徒も対象にできるように、その点も緩くしているという状況です。ただ、取り扱いについては以前からも対象にしてきた経過がありますので、取り扱いは従前と一緒ということです。

教育長 : 小休します。

## (小休止)

教育長 : 正常に戻したいと思います。

承認第5号 専決処分の承認について (四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付 要綱の改正)、原案のとおり承認をしていただけますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続きまして、 議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及 び補助執行に関する規則の改正について、を議題といたします。この件について、事 務局より説明と提案をお願いします。

> (事務局より、議案第1号 四万十町教育委員会の権限に属する 事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について、説明す る。)

教育長 : ただ今、議案第1号について説明をさせていただきました。4月1日の町役場の機構改革に伴いまして、企画課に文化的施設整備推進室が設置され、これまで生涯学習課が事務局を持っておりました、文化的施設整備の推進については、企画課文化的施設整備推進室のほうで全庁的に行っていくというところに伴う事務委任、補助執行に関する規則の改正でございます。この件について質疑等あれば、お願いいたします。

これについては、教育委員会と町長部局との関係の事務委任と補助執行の関係でございますので、住民の方や図書館の利用者の方には影響するものではないです。

佐々倉委員: 推進室の職員についてなんですけども、上のほうは局長と職員となっていますが、 こっちは職員だけでいいんですか。

株生涯学習課長: その上に職員と、それから政策監が配置されておりますが、特に規定することなく 職員ということで、一括りにさせていただいております。

教育長 : 現在の町立図書館、町立美術館の館長は生涯学習課長ですので、企画課の文化的施設整備推進室の職員という表示で、推進室の職員全体に事務委任、補助執行ができてということで理解をしていただけたらと思います。また、その他で体制とか、今後の動向については、文化的施設については説明もさせていただきます。

それでは、議案第1号、四万十町教育委員会の権限に属する事務の事務委任及び補助執行に関する規則の改正について、説明、提案させていただきました。原案のとおり承認をしていただけますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 以上で議題のほうを終了させていただきます。

続きまして、5番、協議事項に移りたいと思います。協議事項はありません。

続いて、6番、報告事項に移りたいと思います。報告事項 ①四万十町保育所苦情 受付相談員について、を報告案件といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ①四万十町保育所苦情受付相談員について、説明する。)

浜田教育次長: この報告については、任命権者が町長になりますので、教育委員会で承認をいただくということではなくて、委嘱をしたということで、教育委員会の関係になりますので、ご報告を差し上げるということでございます。

横山委員: 以前は議案に上がって、承認案件で今までやっていたとおもいますが町長が委任する事案ですか。

浜田教育次長: 本来、保育所は町長部局の仕事なので任命権者は町長で、教育委員会に事務を委任されている部分で、任命権者自体は変わっていないので、人事権は町長にあるということです。そこは以前から、なっていたのを、任命権者が町長の分は町長が委嘱したことを教育委員会に関係があるので報告をさせていただき、教育委員会に任命権がある委員さんについては、議案として、また専決処分をさせていただいてご承認をいただくというふうに整理をさせていただいたということでお願いします。

坂本委員:: 各保育所の苦情というのは、この方たちに父兄の方が相談というのは何件か、年間 あるんですか。

林生涯習課長: 聞いたところによると、特に相談を受けたことはないみたいです。

佐々倉委員: 相談がないのは多分、保護者が人を知らないというのはあるかなと思っていて、苦情受付の相談の張り紙は確かに分かりやすいところにあるんですが、保育所訪問に行ったときに、その方の電話番号書いてるかといったら書いていないので、どうやって、この人を特定して連絡することができないので、多分、教育委員会にかかってくるんじゃないかなという気はしています。保護者と年代が近いとか、おじいちゃん、おばあちゃんに聞けば分かるかもしれないけれませんが、当事者としては、接点がない方々が多いと思うので、なかなか苦情をダイレクトに受け付けるというのは、現実的には活用しにくいのかなってという感じはします。実際、苦情はあまり、無いと思うんですが、先生と直接お話ができていると思います。

設置するならば、活用してもらいやすい方法にするというのと、あと、結構、この中の何人かの方々に行事も出来れば顔を出したいというのもお聞きはしたんです。コロナの関係もあって、なかなか呼べないんでしょうが保育所と、最初から呼ぶリストに入ってなかったというところと、色々だったので、せっかく、なっていただいているんだったら、もうちょっと距離が縮まるといいなと思います。

坂本委員: 結局、保育所に苦情を父兄が言って、解決できないときに第三者の方に入ってもら うという意味では、すごくあれなんですけど。佐々倉委員がおっしゃったように、知 らないから、父兄が保育所へ言う場合が多いと思います。

株性選習課長: 現実的には、保育所へ直接言われるか、生涯学習課もしくは各地域振興局の町民生活課の担当のほうに言って来られるというケースが多いかとは思います。

横山委員: 小休ですよね。

教育長: 小休にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に戻したいと思います。

うところで年1回ですか。

よろしいでしょうか、報告事項 ①四万十町保育所苦情受付相談員について、は以上といたします。

続いて、報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員について、を報告案件といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員について、説明する。)

教育長 : 四万十町子ども・子育て会議委員について説明をさせていただきました。本年の1 1月30日までの任期ということで、児童福祉協議会事務局長、学校教育課長の異動 に伴い変更をしたものでございます。その点について何かございませんでしょうか。 子ども・子育て支援事業計画、ここで進ちょく管理というか、評価をいただくとい

性涯智課 : 年に1回ないし2回なんですが、令和2年度については、1回です。令和元年度については、計画を改定するということで、回数を重ねた経緯はあります。

教育長 : この件についても町長が委嘱をした委員ということです。教育委員会とも密接な関係もございますので、会議の情報なり、新事業計画に基づいた進ちょく状況や評価等についてお知らせをしていきたいと思います。この件について、何かございませんでしょうか。

それでは、報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員について、報告案件を終 了させていただきます。

すみません、ここで休憩を取りたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

報告事項 ③4月入学式、始業式の欠席状況について、ご報告をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、 報告事項 ③4月入学式、始業式の欠席状況について、説明する。)

教育長 : 児童生徒の出欠状況についての報告をさせていただきました。この件については、

個人情報もありますので非公開、非開示とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 報告事項 ③4月入学式、始業式の欠席状況について、はよろしいですか。引き続

き見守っていかなければなりませんので、その都度、報告もさせていただきます。以上で欠席状況について終わりたいと思います。

続きまして、報告事項 ④四万十町少年補導センター運営協議会委員について、を報告案件とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、 報告事項 ④四万十町少年補導センター運営協議 会委員について、説明する。)

教育長: 少年補導センター運営協議会委員についてです。人事異動により町職員と窪川高等学校の校長先生、この2人が変更になったという案件でございます。何かございましたら。よろしいですか。

それでは、報告事項 ④四万十町少年補導センター運営協議会委員について、を終了します。

以上で報告事項を終わります。

続いて、7番、その他 ①文化的施設整備について、を報告、説明をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、 その他 ①文化的施設整備について、説明する。)

教育長 : 文化的施設の整備について、まず体制、そして基本設計が仕上がりましたので、基本設計の概要を説明をさせていただきました。町として一体的に整備を推進していくというところで、企画課に整備推進室を設けて取り組んでいこうとしているところです。主に図書館機能といいますか、図書館行政サービス機能が2階は中心となろうかと思います。各地域、大正、そして十和地域にもつながるようにしていかないといけないですが、まずはここの拠点となる施設について強力にプロジェクトとして推進をしていこうというところです。これまでの説明で何かお聞きしたいこととか、不明なところがあったら、お聞きいただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

佐々倉委員: 図書館協議会は、新しいことだけじゃなくて、今、動いているものも含めての協議会だと思うので、それは生涯学習課の管轄の下、招集されたり進行したり、その中でここの報告も一部入るということですか。

性涯習課長: その部分については、生涯学習課であり、図書館の機能は教育委員会に残ってますので、そういう形で会議の招集をしたり、会議の中で様々な報告をしたり、意見をいただいたりという部分は引き続き行っていきます。

教育長 : 他、ありませんでしょうか。基本設計ができました。これを本当に具現化、完成に向けて進めていかないといけないというところであります。ただ、一方では反対の声も上がっていますので、しっかり説明が届いていないと思います。こちらが目指すところを説明し、そこを理解していただいた上で賛成、反対というところにもしていかないとといけません。まだまだ、そこら辺が十分に説明し切れていないというところもありますので、基本設計ができましたので、イメージしていただきながら、町の方針も周知して理解をいただけるように、早急に推進室自体は動いていくと思います。

また、この進ちょく状況も含め、特に佐々倉委員は十和地域の新たな動きについて も情報を仕入れてもらって、というところになります。また、何らかで、広報なりケ ーブルなりでいろいろ情報発信もしていく予定ですので、是非、見ていただいて、何かあればご意見なり提案なりいただきたいと思います。お願いします。

その他 ①文化的施設整備について、は以上で報告は終了させていただきます。 その他 ②コロナ対策について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、その他 ②コロナ対策について、説明する。)

教育長 : コロナについては、そういう対策を登校時、寒い時期もあって発熱で風邪をひいたり、胃腸炎で休んでいる報告も聞いておりますので、学校での検温や、登校時の体調チェックは引き続き行っていただくように、学校にもお願いはしたいと思います。全国的にも、子どもたちは、小学生は約8割は家庭内感染といわれておりますが、ウイルスの変異株では子どもたちにも感染しやすい。ただ、幸いにも軽症か無症状ですので、その辺は、安心はできませんけども、マスクができない児童生徒、保育所も含め、感染拡大は懸念はされますので、引き続き注意を払っていただきたいということです。その他 ②コロナ対策について、はよろしいですか。

全委員: はい。

教育長 : 続いて、その他 ③東京2020聖火リレーについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、その他 ③東京 2 0 2 0 聖火リレーについて、説明 する。)

教育長 : 聖火リレーについて、町民の方には全戸配布などしましたか。

株理習課長: 全戸配布はできていませんが、回覧をしています。どこまで周知をしていいのかというのが非常に、この時期、難しいです。

教育長: 看板は、出ていて、通行止めの規制があるので、そこは気を付けていただきたい。

桝涯習課長: ちょうど四万十町が昼食会場になっていて、緑林公園の駐車場に車両が集結して、 そこでお昼を食べていただくということで、比較的、ここへの滞在時間は長いのですが、ただ、本当に聖火リレーの時間というのは短いです。

教育長 : 都会のように人がいっぱい、いるわけでもないですので、聖火リレー本体が密になって一緒になるぐらいで、周りは、大丈夫だと思います。

株理習課長: ここへ入ってくるのが、交通規制が大井野の辺りで、桜マラソンみたいな感じで交通規制がかかったりするので、なかなか自由に行き来ができなくなるのが心配です。

教育長 : ケーブル放送で生放送はしないんですよね。

株理習課長: 当日のニュースとか、そういうことです。ケーブルもありましたというような放送 はあると思います。

教育長 : 聖火リレーが4月19日、月曜日の午後です。機会があったらということで。以上です。他、ないですかね。

それでは、最後に、5月には、教育委員の任期があります。それぞれ毎年、任期が5月で、今回、任期満了を迎えられる石﨑委員が5月11日までというところになっています。町も前日の5月10日に臨時議会を開く予定となっています。そこで、石﨑委員が前任の宮崎委員から引き継いで、この5月11日で任期満了を迎えます。そこで、石﨑委員さんには是非、再任というところでお願いもしておりましたが、石﨑

委員本人さんの意向も強いところもあって、11日をもって、任期満了をもって退任 されるということで、お聞きはしております。

それでは、次回の教育委員会の日程について、ご報告をさせていただきます。この前の高岡地区の地教連で各部会に分かれていただきました。各部会の会議の調整もそれぞれ来ておりますので、それはそれで、ご連絡をさせていただきたいと思います。

まず初めに、5月11日の午後2時から、窪川四万十会館で教育関係職員の研修会を開催する予定としております。。今回は、窪川小学校で2年間、取り組んだ夢、志を育む学級運営にかかる実践研究事業、窪川中学校は2年目となります。今年度、県のアドバイザーでもある杉田洋國學院大學の教授を招いて、学校の特別活動について講演をいただき、その前段で窪川小学校の取組についての実践発表も少しいただくというところで計画をしております。県の人権教育生徒指導課が担当です、県については。通称、夢プロという事業について、窪小、窪中で取り組んでおりますが、地域全体の指定ということで、四万十町が地域指定を受ける予定となっておりますので、その点も踏まえ、今回の研修テーマとして開催をいたしますので、予定のほうを入れていただけたらと思います。

そして、定例教育委員会を5月12日水曜日午後3時から予定したいと思います。 以上をもちまして、4月定例会を閉会したいと思います。

(閉会)

5月	の定例委員会予定	令和3年5月12日	(水)	午後3時

教育長:

翌夕人			